



原本：英語

No.: ICC-02/05-01/09

日付: 2009年3月4日

第一予審裁判部

裁判官: 裁判長 アクア・クエニエヒア裁判官  
アニタ・ウサカ裁判官  
シルヴィア・スタイナー裁判官

スーダン、ダルフルの事態

検察官 対 オマール・ハッサン・アフマド・アル・バシール (以下「オマール・アル・バシール」)  
事件において

公開文書

オマール・アル・バシールの逮捕

裁判所規定の規定第 31 に準拠し以下に通報すべき文書

検察局

ルイス・モレノ・オカンボ検察官  
エッサ・ファール上席訴訟弁護士

被告弁護士

被害者の法定代理人

申請者の法定代理人

代理人なしの被害者

代理人なしの参加／損害賠償申請者

被害者のための公共弁護士事務所

被告のための公共弁護士事務所

締約国代理人

アミカス・キュリエ

書記局

書記局長

シルバーナ・アルビア

被告支援課

被害者及び証人課

拘置課

被害者参加並びに損害賠償課

その他

国際刑事裁判所、**予備裁判部 I**（以下それぞれ「予審裁判部」および「裁判所」）

2008年7月14日に検察側が提出した、虐殺、人道に対する犯罪および戦争犯罪に対する、オマール・ハッサン・アフマド・アル・バシール（以下「オマール・アル・バシール」）の逮捕状の発行を請求する、スーダン、ダルフルの事態（「ダルフルの自体」の記録に関する、「規程58条に基づく検察側請求」（「検察側の請求」）を**検証し**、<sup>1</sup>

検察側が提出した確証資料およびその他の情報を**検証し**<sup>2</sup>

予審裁判部がオマール・アル・バシールが戦争犯罪および人道に対する犯罪の、間接的加害者または間接的共同加害<sup>3</sup>として刑事的責任があり、ローマ規程（「規程」）58(1)(b)条に基づき、逮捕の必要性があるとする、正当な理由があるとした考えに満足し、「検察側のオマール・ハッサン・アフマド・アル・バシールに対する逮捕状請求の決定」<sup>4</sup>に**留意し**、

規程19および50条に**留意し**、

検察側の請求を確証する、検察側が提供した資料に基づき、そして規程19条に基づき後続する決定の権利を侵害せずに、オマール・アル・バシールに対する事件は裁判所の管轄に入ることを**勘案し**、

---

<sup>1</sup> ICC-02/05-151-US-Exp、ICC-02/05-151-US-Exp-Anxs1-89、Corrigendum ICC-02/05-151-US-Exp-Corr および誤植 ICC-02/05-151-US-Exp-Corr-Anxs1 & 2 および公開編集版 ICC-02/05-157 および ICC-02/05-157-AnxA。

<sup>2</sup> ICC-02/05-161 および ICC-02/05-161-Conf-AnxsA-J; ICC-02/05-179 および ICC-02/05-179-Conf-Exp-Anxs1-5; ICC-02/05-183-US-Exp および ICC-02/05-183-Conf-Exp-AnxsA-E。

<sup>3</sup> ICC-02/05-01/09-1

<sup>4</sup> アニタ・ウサカ裁判官の“Decision on the Prosecution’s Application for a Warrant of Arrest against Omar Hassan Ahmad Al Bashir”に対する一部反対意見第 IV 部を参照。

検察側の請求を確証する、検察側が提供した資料に基づき、この段階においてオマル・アル・バシールに対する事件の有効性を定めるため、規定19(1)上に基づき、予審裁判部に慎重な姿勢をとらせる明らかな原因あるいは自明な要素がないことに留意し、

2003年3月から少なくとも2008年7月14日まで、ダルフールにおいて、スーダン政府（「GoS」）およびいくつかの組織化された武装グループ間（特にスーダン解放運動/軍（「SLM/A」）および正義と平等運動（「JEM」）間）で、規程8(2)(f)条が意味するところの国際的特長を帯びない、長期化した武力衝突の存在が考えられる正当な理由があることを**勘案し**、

次が考えられる正当な理由があることを**勘案し**： (i) 2003年4月のエルファシエル空港の攻撃直後、GoSはSLM/A、JEMおよびダルフールのその他の武装グループの活動に対して、ジャンジャウィード民兵組織の可動化に対する一般的な呼びかけを行い、その後スーダン国軍および同盟関係にあるジャンジャウィード民兵組織、スーダン警察部隊、国立情報保安サービス（「NISS」）および人道援助委員会（HAC）を含むGoS部隊を通して、前述の武装対立グループに対して、ダルフール地域全体で武装勢力掃討キャンペーンを行い、および(ii) 武装勢力掃討キャンペーンは2008年7月14日の検察側の請求提出の日付まで継続し、

次が考えられる正当な理由があることを**勘案し**： (i) GoSによる武装勢力掃討キャンペーンの中心的要素は、ダルフールの民間人（主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの人々）に対する不法な攻撃であり<sup>5</sup> - GoSは彼らがダルフールでの継続する武力衝突において、GoSに対立するSLM/A、JEMおよびその他の武装グループに近いものとし、(ii) この武装勢力掃討キャンペーンの中心的要素の一部として、GoS部隊は攻撃対象となった町や村を占領した後、系統的に略奪を行った、<sup>6</sup>

<sup>5</sup> アニタ・ウサカ裁判官の“Decision on the Prosecution’s Application for a Warrant of Arrest against Omar Hassan Ahmad Al Bashir”に対する一部反対意見第 III 部を参照。 B.

<sup>6</sup> とりわけ次を含む(i) 2003年8月15日頃に起きた、コドームに対する最初の攻撃、(ii) 2003年8月31日頃に起きた、コドームに対する第2の攻撃、(iii) 2003年8月15日頃に起きた、ビンジンに対する攻撃、(iv) 2003年8月から9月の間に起きた、ムクジャルでの空襲、(v) 2003年12月10日頃に起きた、アラワラに対する攻撃、(vi) 2004年2月における、シャタヤの町およびその周囲の村（カイレックを含む）に対する攻撃、(vii) 2007年10月8日頃に起きたムハジェリアに対する攻撃： (viii) 2008

2003年4月のエルファシエル空港の攻撃直後から2008年7月14日まで、スーダン国軍および同盟関係にあるジャンジャウィード民兵組織、スーダン警察部隊、NISSおよびHASを含むGoS部隊が、上述のGoS武装勢力掃討キャンペーンの一部として、規程8(2)(e)(i) および 8(2)(e)(v)条が意味する戦争犯罪が犯されたと考えられる正当な理由があることを**勘案し**、

さらに、GoS武装勢力掃討キャンペーンの中心的要素である限りにおいて、ダルフルの民間人（主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの人々）に対する不法な攻撃を行うGoS政策があり、GoSは彼らがGoSに対立するSLM/A、JEMおよびその他の武装グループに近しいものとみなし、ダルフルでの継続する武力闘争においてGoSに対抗する存在であると考えていた、正当な理由があることを**勘案し**

上述のダルフルの民間人の一部に対する不法な攻撃は (i) 何十万人以上の個人に影響を及ぼし、ダルフル地域の幅広い領域にわたり行われたので、広範囲であったと考えられ、(ii) 引き起こされた暴力行為がかなり似たようなパターンであったので、系統的であるとする正当な理由があることを**勘案し**、

上述のダルフルの民間人に対するGoSの不法な攻撃の一部として、およびそのような攻撃が起きた知識を基に、ダルフル地域全体において、GoS部隊が主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの一員であった数千の民間人を、殺人および絶滅行為に遭わせたと考える正当な理由があることを**勘案し**、<sup>7</sup>

上述のダルフルの民間人に対するGoSの不法な攻撃の一部として、およびそのような攻撃が起きた知識を基に、GoS部隊がダルフル地域全体で、(i) 主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの一員であった、数千の民間人に対して、強制

---

年1月7、12日および24日に起きた、サラフ・ジダドに対する攻撃、(ix) 2008年2月8日に起きた、シレアへの攻撃、(x) 2008年2月8日に起きたシルバへの攻撃、(xi) 2008年2月8日に起きた、アブ・スルジュに対する攻撃、(xii) 2008年2月18日から22日の間に起きた、ジェベル・ムーンに対する攻撃。

<sup>7</sup> とりわけ次を含む(i) 2003年8月から12月の間に、西ダルフルのコードム、ビンジシ、ムクジャルおよびアラワラの町、およびワディ・サリ、ムクジャルおよびガルシラ・デレイグ地方、(ii) 2004年2月および3月の南ダルフルのシャタヤおよびカイレクの町、(iii) 89および92の間、南ダルフル地方の主にザグハワ、マサリットおよびミセリヤ・ジェベルの町およびブラム地方の村、(iv) 2007年10月8日頃に起きた、南ダルフル、ヤシン地方の傘ハジェリヤの町、(v) 2008年1月および2月の間の、南ダルフル、クルブス地方のサラフ・ジダド、アブ・スルジュ、シルバ、ジェベル・ムーンおよびシレアの町、および(vi) 2008年5月のシェゲグ・カロおよびアル・アイン地域。

移送を行い<sup>8</sup>、(ii) 主にこれらのグループの一員である数千の女性民間人を強姦し、<sup>9</sup> および (iii) 主に同じグループの一員である民間人を拷問したことを**勸案**し、<sup>10</sup>

そのため、2003年4月のエルファシエル空港の攻撃直後から2008年7月14日まで、スーダン国軍および同盟関係にあるジャンジャウィード民兵組織、スーダン警察部隊、NISSおよびHACを含むGoS部隊は、ダルフル地域全体において、規程7(1)(a), (b), (d), (f) および(g)条の意味するところにおいて、殺人、絶滅、強制移送、拷問および強姦からなる、人道に対する犯罪を犯したと考える、正当な理由があることを**勸案**し、

オマール・アル・バシールが2003年3月から2008年7月14日まで、スーダン国の**正当**および**事実上**の大統領およびスーダン国軍の最高指揮官であり、その地位において、

---

<sup>8</sup> とりわけ次を含む(i) 2003年8月から12月の間に、西ダルフルのコードム、ビンジシ、ムクジャルおよびアラワラの町、およびワディ・サリ、ムクジャルおよびガルシラ・デレイグ地方にある周囲の村、(ii) 2004年2月および3月の南ダルフルのシャタヤおよびカイレクの町、(iii) 89および92の間、南ダルフル地方の主にザグハワ、マサリットおよびミセリヤ・ジェベルの町およびブラム地方の村、(iv) 2007年10月8日頃に起きた、南ダルフル、ヤシン地方のムハジェリヤの町、および(v) 2008年1月および2月の間の西ダルフル、クルブス地方のサラフ・ジダド、アブ・スルジュ、シルバ、ジェベル・ムーンおよびシレアの町。

<sup>9</sup> とりわけ次を含む(i) 2003年8月から12月の間に、西ダルフルのビンジシおよびアラワラの町、(ii) 2004年2月および3月の南ダルフルのカイレクの町、および(iii) 2008年1月から2月の間、西ダルフル、クルブス地方のシルバおよびシレアの町。

<sup>10</sup> とりわけ次を含む：(i) 2003年8月に西ダルフルのムクジャルの町、(ii) 2004年3月に南ダルフルのカレイクの町、および(iii) 2008年2月に西ダルフル、クルブス地方のジェベル・ムーンの町。

他の高位のスーダンの政治および軍事リーダーと共に、上述のGoS武装勢力掃討キャンペーンの調整、デザインおよび実施において重要な役割を果たしたと考える、正当な理由があると**勘案し**、

さらに、予審裁判部は代案として、次を考える正当な理由があると**勘案する**： (i) オマール・アル・バシールの役割は、共通計画のデザインと実行の調整を超えていたこと、(ii) 彼がスーダン国軍および同盟関係にあるジャンジャウィード民兵組織、スーダン警察部隊、NISSおよびHACを含む、スーダン国の「機構」のすべての支社を完全にコントロールしており、(iii) 彼がこのようなコントロールを利用し、共通計画の実行を確実なものにした、

上記の理由のため、オマール・アル・バシールが規程25(3)(a)条に基づいて、間接的加害者または共同間接的加害者として<sup>11</sup> 次の事柄に対して刑事的責任があると考える、正当な理由があると**勘案する**。

- i. 規程8(2)(e)(i)条の意味するところの、民間人に対してまたは戦争行為に直接参加していない個々の民間人に対して、意図的に攻撃し、戦争犯罪を行うこと、
- ii. 規程8(2)(e)(v)条の意味する、戦争犯罪として略奪する、
- iii. 規程7(1)(a)条の意味する、人道に対する犯罪として殺人を行う、
- iv. 規程7(1)(b)条の意味する、人道に対する犯罪として絶滅行為を行う、
- v. 規程7(1)(d)条の意味する、人道に対する犯罪として強制移送を行う、
- vi. 規程7(1)(f)条の意味する、人道に対する犯罪として拷問を行う、および
- vii. 規程7(1)(g)条の意味する、人道に対する犯罪として強姦すること、

<sup>11</sup> アニタ・ウサカ裁判官の“Decision on the Prosecution’s Application for a Warrant of Arrest against Omar Hassan Ahmad Al Bashir”に対する一部反対意見第IV部を参照。

規程58(1)条に基づき、オマール・アル・バシールの逮捕は次の項目を確実にするために必要であると思われる (i) 彼が裁判所に出頭すること、(ii) そして彼が規程に基づいて責任があるとされている犯罪の継続的調査を妨害または危険にさらさないこと、および(iii) 彼が上述の犯罪の依頼を続けなことを勸案し、

これらの理由のため、

次を発する：

スーダン国の国民であり、1944年1月1日にスーダンのシェンジ行政地区、ホシェ・バナガで生まれ、北部スーダンのジャーリ族の一員、1993年10月16日にRCC-NSに任命されて以来スーダン共和国の大統領である、**オマール・アル・バシール(Omar Hassan AlBashir)** (オマール・アル・バシール(Omar al-Bashir)、オメール・ハッサン・アフメド・エルバシール (Omer Hassan Ahmed El Bashire)、オマール・アルバシール (Omar al-Bashir)、オマール・アルベシール (Omar al-Beshir)、(オマール・エルバシール (Omar el-Bashir)、オメール・アリバシール (Omer Albasheer)、オマール・エルバシール (Omar Elbashir) およびオマール・ハッサン・アフマド・エルベシール (Omar Hassan Ahmad el-Béshir) ともつづられる) の**逮捕状**。

英語、アラビア語およびフランス語バージョンがあり、英語版が正式である。

/電子署名/

---

アクア・クエニェヒア裁判官  
裁判長

/電子署名/

/電子署名/

---

アニタ・ウサカ裁判官

---

シルヴィア・スタイナー裁判官

本日 2009 年 3 月 4 日水曜日付

オランダ、ハーグにて